

平成27年度 第2回 府中市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画推進等協議会会議録

1 日 時 平成27年7月30日(木)午前10時～11時15分

2 会 場 市役所北庁舎3階第5会議室

3 出席者 <委員>

和田会長、金森委員、近藤委員、鈴木委員、中山委員、能勢委員、
原田委員、松木委員、峯委員、山口(ゆ)委員、横手委員、渡邊委員

<事務局>

遠藤福祉保健部次長兼地域福祉推進課長

(高齢者支援課)

安齋高齢者支援課長、鈴木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、
奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、板垣介護予防生活支援担当主査、
石谷在宅療養推進担当主査、鈴木施設担当主査、石附事務

(介護保険課)

石川介護保険課長、浦川介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、
奥資格保険料係長、立浪介護サービス係長、熊坂介護認定係長

4 欠席者 佐藤副会長、足立委員、山口(久)委員

5 傍聴者 2名

6 議事事項

- (1) 平成27年度介護保険料の当初賦課の状況について
- (2) 平成26年度府中市地域包括支援センター収支決算について
- (3) 介護予防支援委託事業所について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成について

7 議事内容

- (1) 平成27年度介護保険料の当初賦課の状況について

ア 平成27年度介護保険料の当初賦課の状況について、資料1に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

特になし。

(2) 平成26年度府中市地域包括支援センター収支決算について

ア 平成26年度府中市地域包括支援センター収支決算について、資料2に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

委員 地域包括支援センターによって、収支差額にこれだけ差異があり、マイナスのところもあるが、契約の内容を履行するにあたって苦慮しているのか、それとも業務量そのものが多いのか、現状に見合った委託の内容になっているのか、市としてどのような考えか。

事務局 市では、地域包括支援センターの本来業務のほかに、介護予防事業を加えて委託しているが、その内容については、適正なものを判断しながら実施していただいている。今回の収支決算は、地域包括支援センターに特化して作成してもらったことにより、これだけの収支の差が見えたところである。収支がマイナスになっているところについては、法人が補填していると考えられる。今後、新しい総合事業等の開始もあるので、地域包括支援センターの運営が十分にできるような委託内容を法人との協議も含め検討していきたい。

会長 収支のマイナス分については、法人から補填をするということである。逆に収支がプラスになっているところは、法人で特養等を持っているといった場合のようである。

事務局 今回の収支決算一覧は、特養等を含めた法人全体の決算から地域包括支援センター部分を抜き出した結果となっている。業務内容としては適切なものを委託している。今後は、新しい総合事業に向けて内容を精査し、適切な予算化を図っていききたいと考えている。

委員 数字として見たときに、先ほど赤字黒字の話が出ていたが、一方で支出の項目の作り方はセンターによって若干違いがあるように思うので、今後は数字だけでなく、それぞれの地区の人口規模に合わせた仕事量や実際の稼働率を見ていかないと、収支差額だけでは分からない。

会長 確かに、収支の経費支出の項目が法人で違ったりもするので、それによって金額が変わってくる。事務局の意見を伺いたい。

事務局 法人により会計の方式が違うこともあり、それぞれでかなり苦慮しながら、今回の市で提示した様式に当てはめることになったのではないかと思われる。一概にこの数字だけで判断することはなく、ご意見にもいただいたとおり、事業の内容については、改めて高齢者の人口規模等を考慮し、適切な仕事量や職員配置になるよう調整していきたい。

(3) 介護予防支援委託事業所について

ア 介護予防支援委託事業所について、資料3に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

委員 これだけの事業所をどういう基準で選ばれているのか、教えていただきたい。

事務局 各地域包括支援センターの選択になるわけだが、実際、プランを立てる方がお住まいの地域だとか、あるいは、事業所のこれまでの経験といったことを中心に選択されていると感じている。

委員 質問が2点ある。まず1点目は、委託している62か所の事業所のうち、都外のところもあるが、これはご本人の居場所の問題で委託しているという理解でよいか。2点目は、各地域包括支援センターで直接プランを立てている件数と、委託している場合とでは、どのくらいの比率になっているのか。各地域包括支援センターで違いがあると思うが、市で把握しているか。

事務局 1点目の市外の事業所については、住民票が市にあればその保険者は府中市ということになるが、実際は遠隔地にお住まいの方も中にはいる。そういった方のプランを立てる場合に、そのお住まいの近隣の事業所に委託するケースであると考えている。2点目の地域包括支援センターで直接プランを立てている数と委託している数の比率は、市全体の平成26年度実績で約37パーセントを委託している状況である。残りの63パーセントは地域包括支援センターでプランを作成している。その比率は、地域包括支援センターごとに見ると、かなりばらつきがある。

会長 資料3の49番から62番の事業所には、住民票が府中市にあるが現実には市外に住んでいる方のプラン作成を委託しているということである。今後、こういったケースは増えていく見込みか。

事務局 今後の状況は見えない部分であると感じている。

委員 これらの市外等の離れた事業所にプラン作成を委託した場合、地域包括支援センターの関わり、予防プランの適正化その他の管理指導面はどういう形でやってらっしゃるのか。そのやり方やノウハウについての意見交換や議論を地域包括支援センターの中でしたことはあるか。

事務局 遠方にお住まいの方のプラン作成について、実状、地域包括支援センターにプランをみてもらっていることになっている。市では遠隔地の事業所が作成したプランの適正化について意見交換等に行っていない。

委員 制度ではそうなっているが、本人の状況を実際に見られるわけでもないのが、難しいだろうと思う。制度上で求められている手順をどのような形でそれぞれの地域包括支援センターがクリアし、それを保険者として捉えていらっしゃるか。

会長 確かに、遠隔地にいる方を定期的に見る訳にいかないのが、極端に言えば、任せっきりというスタイルにならざるを得ないと思う。その辺について、今後、どのように対処していけばよいかも含めて、事務局に考えがあればお聞きしたい。

事務局 市外に限らず事業所に委託する場合は、各地域包括支援センターが独自で委託先と契約を結んでいる。そのフォローについては、今後、市と地域包括支援センターで協議をしてこういった検証が必要か検討していきたい。

委員 一覽に島根県や静岡県の実業所があるが、一般市民からしたら、なぜ府中市に住んでいない方を見なくてはいけないのかと不思議に思う。本来は居住の実態のある場所でやっていくべきだと感じる。

事務局 国の基準では、市内の実業所でなくてはいけないとはしていないため、市の判断でできるものではなく、近隣市も含め、都や国の課題として全国的なレベルで議論しなくてはならないと考える。

委員 府中市の居宅介護支援事業者連絡会の会長をしているが、資料3のうち府中市にある48か所の実業所は、今後、予防給付の指定事業所から総合事業の指定事業者とみなされていくと思う。その先にいくと、居宅介護支援事業所の指定権限についても、今までは東京都であったものが区市町村に下ろされてくることになるだろう。そうなったときに、資料3でいうと49番以降の実業所について、どう判断するかということになってくる。私どもの連絡会での把握は、府中市もしくはその近隣の実業所なので、この一覽の49番から54番の実業所くらいしか連絡会の登録に入っていない。一覽にある事業所すべてを連絡会では把握しきれていない。今後の協力体制としては、総合事業についても、指定権限のことについても、保険者である府中市との連携を密に持っていきたいという方向で考えている。

会長 いずれにせよ、今、都道府県から市町村に権限が下りてきているので、その選定や登録も含めて、区市町村がやるということになると思う。そのときに、しっかりと考えていただきたい。

委員 今後、総合事業になった場合は、市としての独自の仕組みを作ることになるかと思う。遠隔地の方の介護予防プランの管理の問題については、単に地域包括支援センターと委託先の実業所に留めなくて、場合によっては委託先の実業所を管轄している地域包括支援センターとの連携等の知恵を絞っていかないと、市内にある11か所の地域包括支援センターに委ねられてしまっていては、一人の方のためにかかってくる荷重が大きくなってしまわないかということも配慮しなくてはならない問題と思っている。

会長 遠隔地の地域包括支援センターを含めて連絡調整等をするということと、次の議題である日常生活支援総合事業も含めて、ぜひ考えていただきたい。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成について

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の構成について、参考資料2に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

会長 新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、最終的に平成29年4月には始めなくてはならないということだが、現在どのような進行状況か、事務局に確認したい。

事務局 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、現行の訪

問介護と通所介護を行っている事業所へアンケートを実施しているところである。また、ケアプランを作成している事業所にも、先日アンケートを送付した。アンケートの結果を踏まえた後に、各事業者と協議の場を設け、円滑な移行に向けた準備を進めていきたいと考えている。

- 会 長 基本的には、平成29年4月から総合事業を始めるということでよいか。
- 事務局 法で定められた平成29年4月までには、始めなければならないので、それに向けて進めていくが、準備が整えば少し前倒しで開始することもありうる。
- 会 長 できれば早く開始してほしいと考えているので、それを含めて考えていただきたい。
- 委 員 前倒しにすることは非常に良いことだと思うが、市の財源については大丈夫か。
- 事務局 その辺の試算については、国から示されているシートに基づいて、計算しているところであり、その計算で出てきた上限額に対してのサービスのあり方を検討しながらになる。その辺を現行の事業者と話し合いをしていくことになる。
- 委 員 新しい総合事業というと、何かすごく新しくなることを期待させるが、府中市の場合は、かなり以前から、いわゆるお元気な方、弱くなり始めた方の予防事業、更には要介護度へと、その方の状態の変更に応じて連続した全体像をつかんだ取組がきめ細かく事業展開されていると思う。そこをどうこの新しい制度の中に整理していくかという視点で見えていただかないと、利用者も混乱するだろうし、事業者も戸惑いが大きくなってくると思う。できれば次の会議で、現行、元気な方から要支援の方に至るまでどういうサービスが行われていて、それをどう新しい総合事業の枠の中に交通整理をしていくか、また、今までどのくらいの予算がかかっているか、今後どのくらい予算がかかるのか、ということを示していただきたい。全く新しいベースではなくて、今あるものをどうリニューアルしていくかというような視点で整理をしていただくことが、現場の混乱を少なくすることにつながると思うので、その辺をご配慮いただきたい。
- 事務局 現在、高齢者支援課と介護保険課の2つの課に事業が分散しているが、介護予防から介護給付まで必要なサービスについて、市民が迷わないように、できるだけ一貫した形にしたい。府中市の独自のサービスも含め、現行の事業を新しい総合事業にどのように当てはめるかを検討しているところである。一方で、単価設定や事業内容の詳細につきまして、市だけではまだ計り切れない部分があるので、実務的なところは事業者等に提案や意見をいただきながら進めていきたいと思っている。新しい総合事業を開始するには、予算等も含め影響する問題が多分にあるので、よく精査しながら準備をしていきたい。ご指摘いただいた、現行のサービスが新しい総合事業の枠にどのように当てはめられるのか、それに伴い予算がどのようになるのか、市で精査した上で、皆様にご提示したい。また、会長から話をいただいたとおり、市でもできるだけ早く進めていきたいと思っている。

会 長 次回はできれば、現行でやっている介護予防の新しい総合事業への落とし込みをどのように考えているかを示していただきたい。

委 員 2点あるが、まず1点は、今後、新しい総合事業では、通所型サービスの中でも住民運営のサービスが可能になっていく。現在、府中市には住民運営に耐えうるだけのスキルを持った市民もいて、実際、地域でやっている方もいる。その他、包括的支援事業の中にある生活支援サービスの体制整備の部分でも、恐らく、今あるものを活用できると思われる。法律が変わったということで、全てを新しいものに作り上げることは、市民へのわかりやすいサービス提供にはつながらないと考える。今あるものを、無理やりに新しいものに組み替えるのではなく、新しい通所型サービスにそのまま移行できるのであれば、十分今までのものを活用するほうが良いと思っているので、同意見として敢えて言わせていただきたい。

もう1点は、認知症施策の推進のところの認知症地域支援推進員について、例えば、人口規模や介護保険の認定者数といった基準値があって、府中市であれば何人配置しなければならないといったところがあるのか。もし、事務局でお考えがあれば教えていただきたい。

委 員 今のご意見にあった後半の部分についてだが、私が現在の仕事を始めて、一番のショックを受けたのが認知症のことだった。非常に早い時期から認知症の長谷川先生を府中市にお呼びしながら、初期の状態からいろいろ始めなければならないのではないかと申しあげたのが、今回の認知症初期集中支援チーム等として、ここで府中市がしっかりと取り組む姿勢が出たことを嬉しく思っている。具体的に、初期の支援でどんなお考えをお持ちか伺いたい。

事務局 まず、認知症地域支援推進員については、市で設置するというこの他に、特に国からは配置人数の基準は示されていない。ただ、市の認知症施策の中心を担っていただくことになるので、設置場所、方法等は市でよく検討していきたい。また、認知症初期集中支援チームの役割は、現在想定しているものとしては、直接、ケースのお宅へドクターが訪問して見立てをし、次に地域包括支援センターやケアマネジャーなどがサービスにつなげていく、あるいは医療的な治療につなげていく、その最初の窓口になるものというふうに考えている。

会 長 確認だが、この認知症施策の推進の中で、平成24年からオレンジプランが示されているが、それとの関係をどういうふうに詰めていくのか確認させてほしい。

事務局 オレンジプランの改正版では、地域の実情に合わせた認知症地域支援推進員の配置等を何年までに実施するという目標が記載されている。それも地域支援事業全体として視野に入れて進めていきたいと考えている。

会 長 生活支援サービスの体制整備では、コーディネーターの配置ということで、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を含めたシステムだと思うが、これを平成30年4月から始めなければならないということは、役割がいろいろ

かなり大きいので難しいのではないか。この辺について、何か考え方があればお聞きしたい。

事務局 地域支援事業は、地域が地域を作っていくという目線がある。生活支援サービスの体制整備でいうコーディネーターとは、地域資源を発掘し、地域の中でお困りになっている方々に必要なサービスを結び付ける役割であり、その役割を担うには様々な要素が必要だと思っている。コーディネーターの配置については、関係部局や関係団体とも調整及び協力をし、地域におけるつなぎ役として十分に機能することができるように検討し、地域支援事業の一環で進めていくものと認識している。

会長 また、これと同様の形で社会福祉協議会が動いていると思うが、それとの兼ね合いも含めて、ぜひ協議し、実施をしていただきたい。

事務局 社会福祉協議会で構想している地区社協にもコーディネーターがあり、業務的に重なる部分もあると思われるので、関係団体やその関係課とも調整をしてそのコーディネーターの在り方等を検討していきたい。

委員 新しい総合事業については、アンケートを訪問型サービス及び通所型サービスに関わる各事業所に送っていただき、多分、回答が市に集まっている段階だと思うが、そのアンケートの集計によっては府中市の考えがある程度まとまっていく形になるかと思う。実際にこの4月から始まっているところは、東京都全体を見ると、23区では5区、多摩地域では近隣の国立市と稲城市があるが、どこをみても非常に混乱状態で当初スタートしている。これは、事業所も当然そうだが、利用者にとっても、一体、何の新しい事業が始まったのかということに頭がいてしまうので、その辺の周知をどんどんやっていただきたい。それにおいては、われわれ事業所の連絡会関係も大いに利用いただいて、府中市としてはこんな総合事業になるというアピールを多くしていただきたいと、居宅介護支援事業者連絡会では考えている。23区の中で比較的スムーズに独自性を持って進んでいると思われるのが、品川区だが、ここは早い時期に周知を進めたために、この4月からの混乱はほとんどなく進んでいると聞いている。ぜひ府中市でも、周知にあたっては大いにわれわれ事業所の連絡会をご利用いただいて、数多く話し合い、地域包括支援センターも含め、連携を持ってやっていただければ非常に私どもとしては助かると思うので、ぜひ要望として願います。

会長 ぜひ、連携を持ってスムーズにできるようお願いしたい。他にご意見がなければ、委員から一言ずつ、感想も含めてお聞きしたい。

委員 72歳になり、興味があって参加させていただいて勉強になることばかりである。今日初めて、この委託事業所に市外のところがあるということも知った。まだ自分は健康だから、同じシニアでも健康な人が何か支援できるような組織もあればいいなと思う。ずっと一緒に朝のウォーキングをしていた方が、去年からちょっと会話がおかしいと思っていたら、認知症の症状が出てきて、今は

稲城のデイケアに行っている。足がお元気なので、今はご家族の方が大変で、新しく認知症初期集中支援チームができるのはとても良いことだと思う。

委員 私自身が今日の議題の中でかかわる場面としては、後見人としてご本人の制度利用の手続援助をしたり、あるいはご親族が本人の後見人として手続援助をしているところを監督するというような形が多い。これから新しい制度に移行することが想定されている中で、直近で既にあった制度の変更では、負担割合証の制度があると思うが、手続の利用で1割か2割のどちらの負担者になるかというところで、資産要件が出てきた。預貯金の開示をしなくてはいけないということが出てきたところで、特にご親族の後見人が立っている場合や、後見人でなくてもご本人で手続される場合でも、かなり戸惑っている方が見られた。これから、これ以上に大きな制度の変更が出てくるということで、せっかく制度が変わる機会なのでより良い方向に変える必要もあると思うが、委員の皆様からご指摘があったように、なるべく混乱のないような形で、今までのよい積み重ねも活かしながら、良い形で移行できるように検討していけたらと思う。

会長 確かに、権利擁護事業から後見人制度も含めて考えなくてはいけないところも出てきていると思う。ぜひ、その辺についても論議をさせていただければと思う。

委員 在宅医療・介護連携の推進という意味では、医師会でも情報の共有化、多職種、医療、看護、介護といったものに関して、同一の情報で、サービスを受ける一人の患者さんを見ていくというシステムの検討中である。具体的にいうとクラウドを使って、それぞれの職種が端末を持って同じ患者さんを見ていくということを考えている。これから、府中市や介護事業所ともご相談していくこともあると思うので、その際は、よろしく願いいたします。

会長 今回の地域包括ケアシステムにも、医療はかなり入ってきているので、その辺についてぜひアドバイス等をよろしく願いたい。

委員 新しい総合事業の見直しをお聞きしたが、民生委員として、地域の初期の認知症の対応、地域包括支援センターとのかかわりなど、地域の認知症地域支援推進委員等がまだわからないので、勉強していきたい。

会長 民生委員というと地域の要であるので、今までどちらかということと生活保護から児童関係を主としていたが、今後は地域包括支援センターと連携を取りながら、高齢者が地域の中で生活できるようなシステムを作っていくという流れなので、ぜひ、力を貸していただければと思う。

委員 今日の話は本当に勉強になり、自分の勉強不足がよくわかった会議である。先ほど医師会の方からも話があったように、多職種の連携クラウドを使った大変画期的なシステムが医師会主導で構築しているところで、少しでも協力できるようにやっていきたいと歯科医師会も考えている。今までのきめ細かいサービスの継続性の基に、今後も改良してやっていくと思うが、予算があってやるべきことが決まっていくということになると、結局、他の区市と同じような収

まりどころになるかも知れない。やはり、府中市は福祉を重視しているイメージがあるので、現実はどうかもしれないが、府中市としてはどういう理想でどういう方向でやっていきたいのか何かビジョンみたいなものを示せていただければもっとわかりやすいかと思う。

事務局 市全体としては、第6次府中市総合計画において市民と市が協働して目指すものとしてビジョンがある。その中の分野の一つである福祉施策の考え方としては、自助・互助・共助・公助を取り上げ、地域支援事業でも見られるように国全体の流れでもあるが、地域住民が主体となる地域づくりを行政が下から支えるといった形を福祉のビジョンとして持っている。

会 長 ビジョンはかなりあるが、絵に描いた餅にならないように我々もしっかりとやっていきたいと思う。

(5) 開催日程について

次回開催は10月下旬を予定。

以上